

## 第9期介護保険事業計画について

### 1 基本指針について（令和5年7月10日社会保障審議会介護保険部会（第107回資料））

#### 第9期計画において記載を充実する事項（案）

<p>1 介護サービス基盤の計画的な整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性</li> <li>○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化</li> <li>○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性</li> <li>○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性</li> <li>○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> <li>○居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実</li> </ul>
<p>2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性</li> <li>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進</li> <li>○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組</li> <li>○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等</li> <li>○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進</li> <li>○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進</li> <li>○高齢者虐待防止の一層の推進</li> <li>○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</li> <li>○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性</li> <li>○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備</li> <li>○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供</li> <li>○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実</li> <li>○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進</li> </ul>
<p>3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保</li> <li>○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進</li> <li>○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備</li> <li>○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性</li> <li>○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用</li> <li>○文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）</li> <li>○財務状況等の見える化</li> <li>○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進</li> </ul>

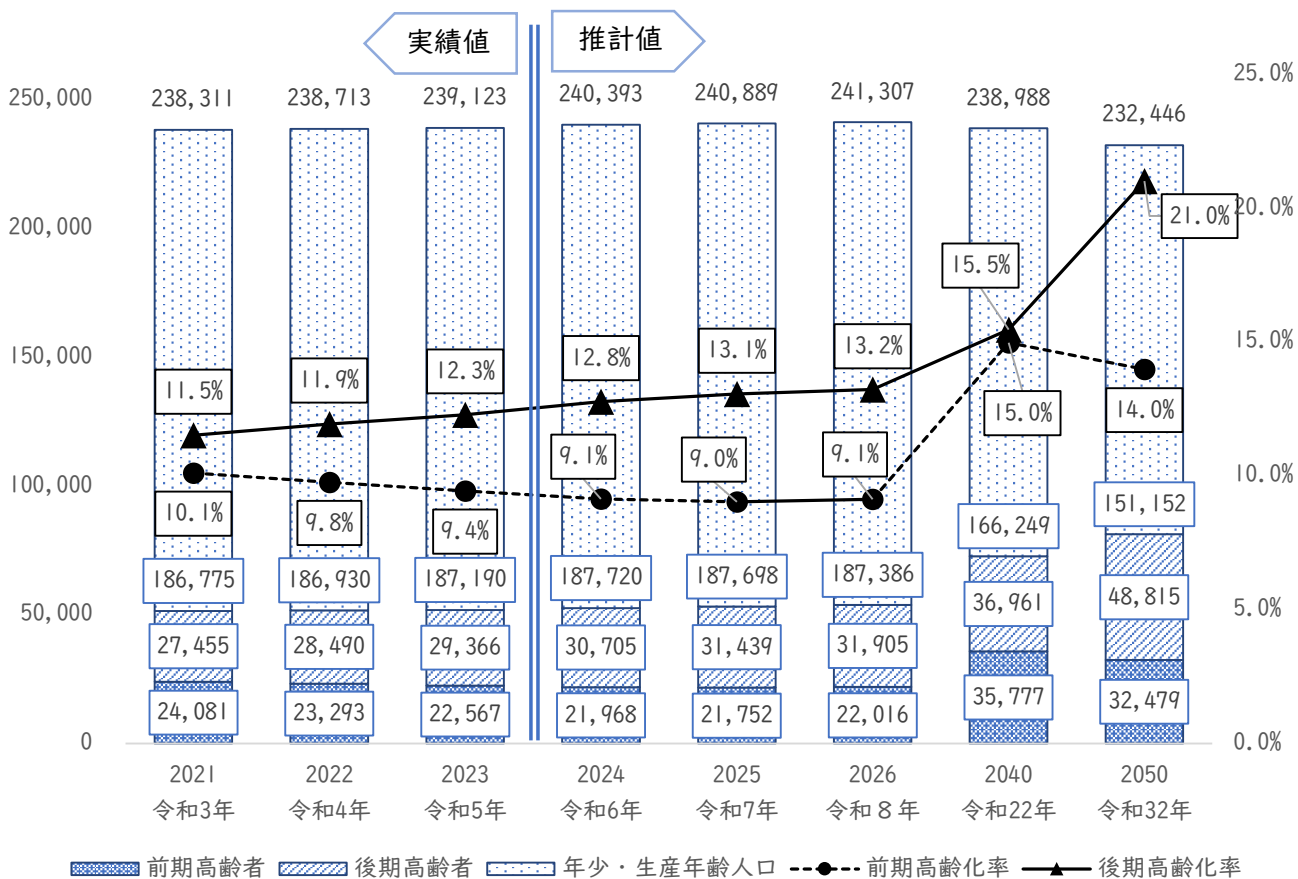
## 2 調布市の高齢者人口等の見込み

### (1) 総人口及び高齢者人口の見込み

- ・第9期は、団塊の世代が全員75歳となる令和7年（2025年）を迎える
- ・調布市では、高齢者人口（65歳以上）は令和35年（2053年）頃まで増加見込
- ・介護ニーズの高い85歳以上人口は、令和47年（2065年）頃まで増加見込  
→要支援・要介護認定者数の増加、介護保険サービス需要の増加

単位：人

	実績			推計				
	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2040 令和22年	2050 令和32年
総人口	238,311	238,713	239,123	240,393	240,889	241,307	238,988	232,446
高齢者人口	51,536	51,783	51,933	52,673	53,191	53,921	72,739	81,294
高齢化率	21.6%	21.7%	21.7%	21.9%	22.1%	22.3%	30.4%	35.0%
前期高齢者	24,081	23,293	22,567	21,968	21,752	22,016	31,602	32,479
前期高齢化率	10.1%	9.8%	9.4%	9.1%	9.0%	9.1%	13.2%	14.0%
後期高齢者	27,455	28,490	29,366	30,705	31,439	31,905	36,961	48,815
後期高齢化率	11.5%	11.9%	12.3%	12.8%	13.1%	13.2%	15.5%	21.0%
年少・生産年齢人口	186,775	186,930	187,190	187,720	187,698	187,386	166,249	151,152



## (2) 要支援・要介護認定者の見込み

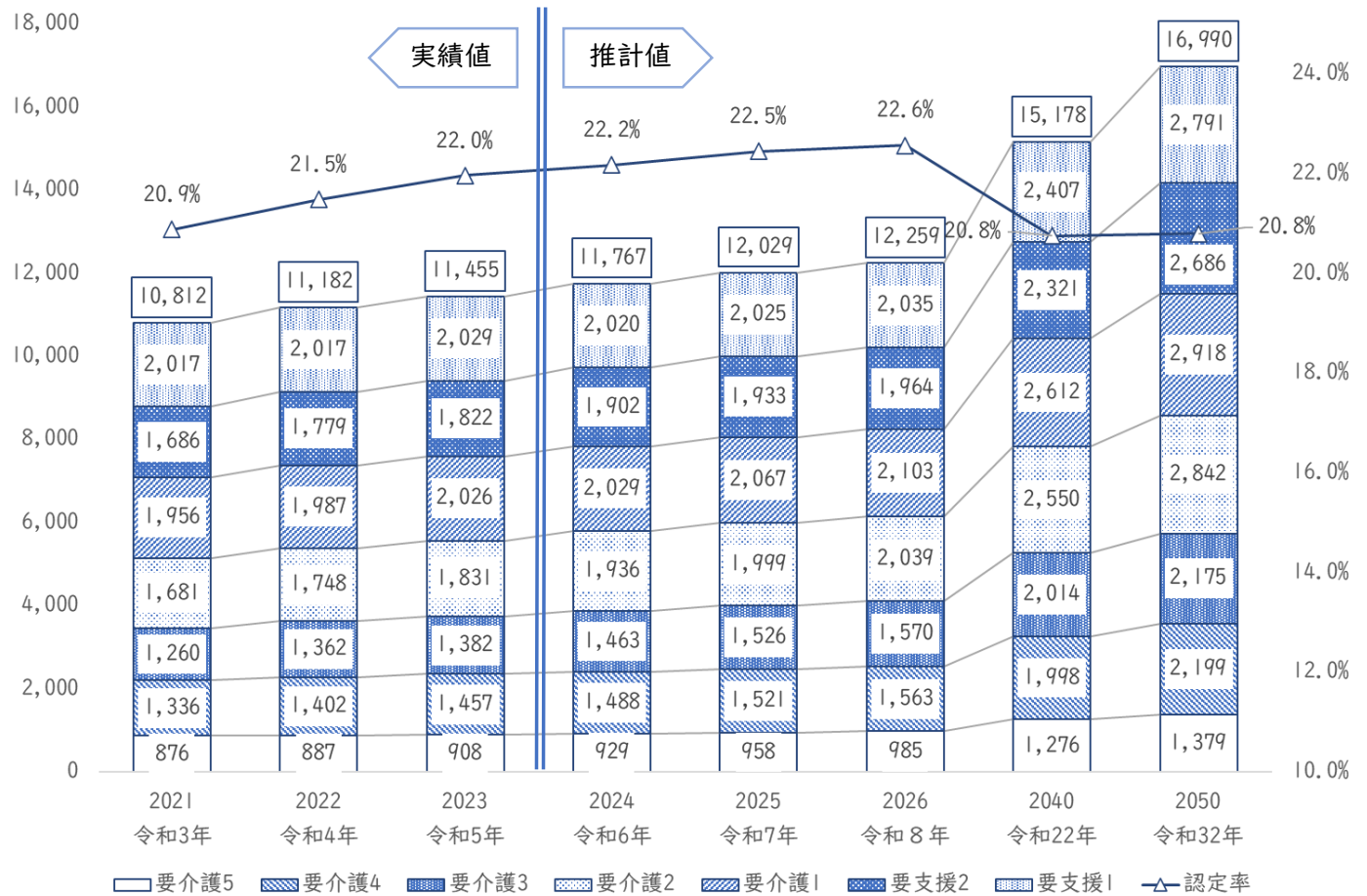
- ・要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、引き続き増加傾向を想定
- 『要支援・要介護認定の適正化』への取組
- 介護サービスの利用増加に対応し、必要なサービスを適正に給付

単位：人

	実績			推計				
	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2040 令和22年	2050 令和32年
要支援1	2,017	2,017	2,029	2,020	2,025	2,035	2,407	2,791
要支援2	1,686	1,779	1,822	1,902	1,933	1,964	2,321	2,686
要介護1	1,956	1,987	2,026	2,029	2,067	2,103	2,612	2,918
要介護2	1,681	1,748	1,831	1,936	1,999	2,039	2,550	2,842
要介護3	1,260	1,362	1,382	1,463	1,526	1,570	2,014	2,175
要介護4	1,336	1,402	1,457	1,488	1,521	1,563	1,998	2,199
要介護5	876	887	908	929	958	985	1,276	1,379
合計	10,812	11,182	11,455	11,767	12,029	12,259	15,178	16,990
認定率	20.9%	21.5%	22.0%	22.2%	22.5%	22.6%	20.8%	20.8%

各年10月1日時点。令和5年のみ8月1日時点。

単位：人



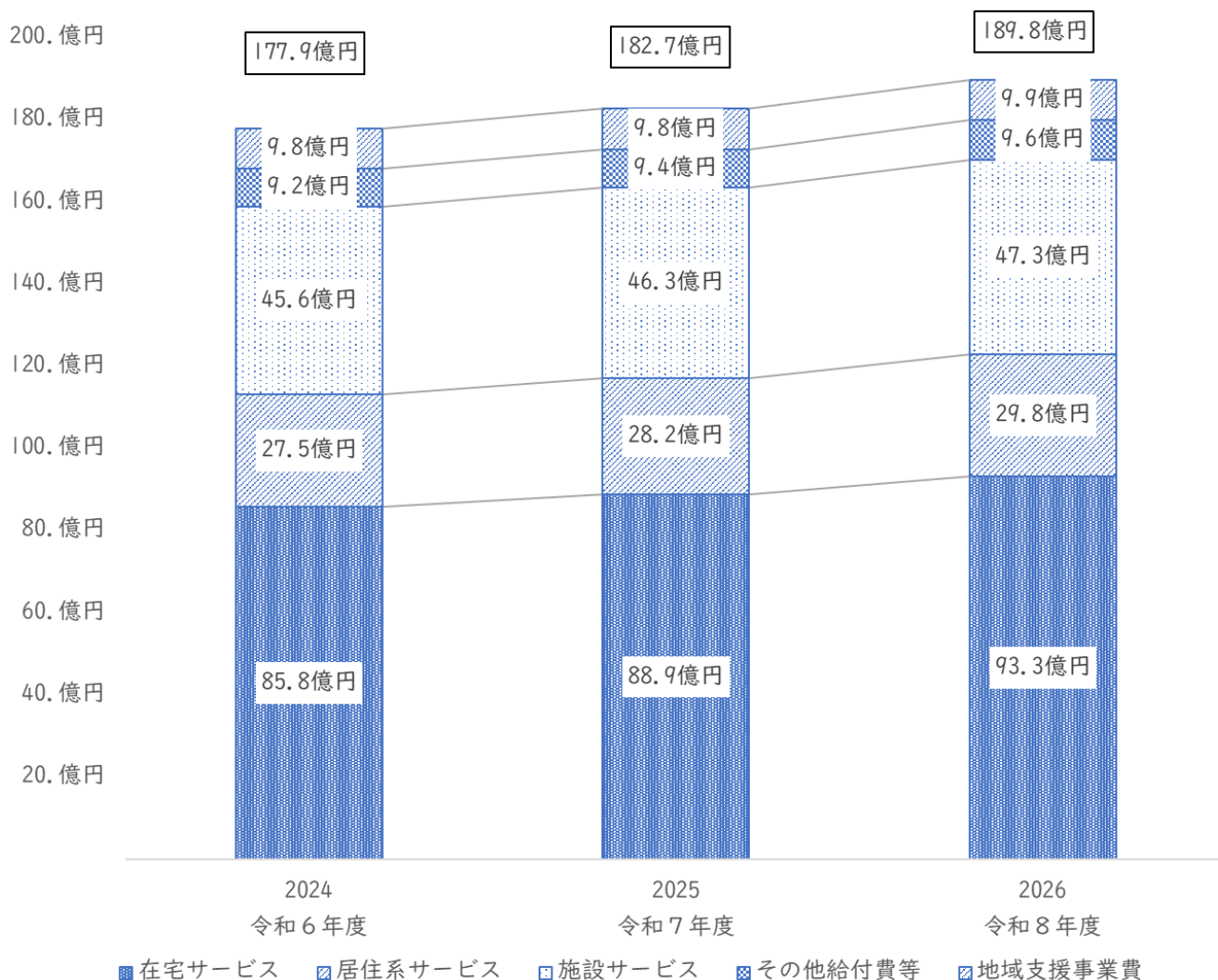
### 3 第8期から第9期への総費用の見込み

#### (1) 介護保険総費用の見込み

第9期中の総費用は、現時点で550億円余と見込んでいます。

単位：千円

	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	第9期計	第8期計画値	第8期→第9期	増減率
■標準給付費見込額	16,812,285	17,287,386	17,994,013	52,093,684	49,355,400	2,738,284	5.5%
在宅・居住・施設サービス費	15,890,318	16,344,891	17,033,497	49,268,706	47,224,769	2,043,937	4.3%
その他給付費等	921,967	942,495	960,516	2,824,978	2,130,631	694,347	32.6%
■地域支援事業費	979,256	983,032	986,837	2,949,126	3,114,581	-165,455	-5.3%
介護予防・日常生活支援総合事業	558,829	562,605	566,410	1,687,845	1,909,172	-221,327	-11.6%
包括的支援事業及び任意事業	420,427	420,427	420,427	1,261,281	1,205,409	55,872	4.6%
■介護保険総費用	17,791,541	18,270,419	18,980,850	55,042,810	52,469,981	2,572,829	4.9%



## (2) 地域区分の変更

介護報酬は、サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案し、サービス種別ごとに設定された報酬単位数と、地域別の人件費の差を反映した単価により算定します。

「地域区分」とは、地域ごとの人件費の差を反映するために設定される単価に用いる上乗せ割合の区分です。上乗せ割合が高くなるほど、介護報酬が高くなります。

現在の地域区分は「3級地」ですが、「2級地」に引き上げることにより、サービス利用者の負担額や介護保険料に影響することになりますが、介護事業者にとっては報酬が上がることにより従業員の処遇や安定的な経営に影響することから、今後も増加する介護ニーズに対するサービス量を確保するという点において効果が期待できます。

【東京都区部・市部の地域区分（令和3年度～令和5年度）】

区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%
地域	特別区	町田市 多摩市 狛江市	八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市	立川市 昭島市 東大和市	福生市 あきる野市	武蔵村山市 羽村市

### ■第9期推計値について■

- 第9期推計値については、国が示している「見える化システム」等を活用し、これまでの給付費の実績値から推計した「自然体推計」に、高齢者人口の増加や地域密着型サービスの基盤整備予定分を考慮して推計をしています。
- 今後も実績値を反映した推計を行うため、給付額見込が増減します。
- 現在、令和6年度介護報酬改定（制度改正等）が国において検討されています。改正内容については、12月頃に示される予定のため、給付費見込に影響があります。また、地域区分が変更となった場合も給付費に影響があります。
- サービス見込量の推計にあたっては、「介護離職防止の観点」や「高齢者住まいの設置状況」なども考慮しながら必要なサービス量を見込み、給付費を推計します。